

目次

第1章 総則

- 第1条 本規約の目的
- 第2条 本規約の範囲
- 第3条 本規約の変更
- 第4条 本規約の公表
- 第5条 定義
- 第5条の2 ビデオ会議サービスの種類
- 第5条の2の2 削除
- 第5条の3 ビデオ会議サービスの提供区間等

第2章 契約

- 第6条 契約の単位
- 第7条 ビデオ会議契約申込の方法
- 第8条 ビデオ会議契約申込の承諾
- 第9条 最低利用期間
- 第10条 利用者数等の変更
- 第11条 利用権の譲渡
- 第12条 契約者の地位の承継
- 第13条 契約者の氏名等の変更
- 第14条 その他の契約内容の変更
- 第15条 契約者が行うビデオ会議契約の解除
- 第16条 当社が行うビデオ会議契約の解除

第3章 付加機能

- 第16条の2 付加機能の提供
- 第16条の3 付加機能の廃止
- 第16条の4 付加機能の最低利用期間

第4章 利用中止等

- 第17条 利用中止
- 第18条 利用停止

第5章 通信

- 第19条 通信の品質等
- 第20条 利用の制限

第6章 料金等

- 第21条 料金及び工事に関する費用
- 第22条 利用料金の支払義務
- 第22条の2 削除
- 第23条 手続きに関する料金の支払義務
- 第24条 工事費の支払義務
- 第25条 料金の計算方法等
- 第26条 料金等の支払い
- 第27条 料金等の一括後払い
- 第28条 過払金の相殺
- 第29条 割増金
- 第30条 延滞利息
- 第31条 端数処理
- 第32条 消費税相当額の加算
- 第33条 料金等の臨時減免

第7章 損害賠償

- 第34条 責任の制限

第8章 雑則

- 第35条 通知方法
- 第36条 承諾の限界
- 第37条 ビデオ会議サービスの廃止
- 第38条 利用に係る契約者の義務
- 第39条 知的所有権
- 第40条 再販の禁止
- 第41条 個人情報の取扱い
- 第42条 紛争の解決

第42条の2 特約
第9章 附帯サービス
第43条 附帯サービス

別記

- 1 ビデオ会議サービスの提供区間
- 2 利用権に関する事項の証明
- 3 削除
- 4 削除
- 5 スマートグラス端末機器の販売等
- 6 業務サポートサービスの提供

料金表

- 第1表 料金（附帯サービスに関する料金を除きます。）
第2表 工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））
第3表 附帯サービスに関する料金
別表 本サービスの提供機能

附則

第1章 総則

(本規約の目的)

- 第1条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、条約附属国際電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第408号）及び国際海事衛星機構（インマルサット）に関する条約（昭和54年条約第5号）並びに電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、この Arcstar Conferencing ビデオ会議サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより Arcstar Conferencing ビデオ会議サービス（当社が本規約以外の利用規約等を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。
- 2 Arcstar Conferencing ビデオ会議サービスに係る契約者（以下「契約者」といいます。）は、本規約を誠実に遵守するものとします。
- （注）本条のほか、当社は、Arcstar Conferencing ビデオ会議サービスに附帯するサービス（以下「附帯サービス」といいます。）を本規約により提供します。

(本規約の範囲)

- 第2条 本規約は契約者と当社との間の Arcstar Conferencing ビデオ会議サービスに関する一切の関係に適用します。
- 2 当社が Arcstar Conferencing ビデオ会議サービスの円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に通知する Arcstar Conferencing ビデオ会議サービスの利用に関する諸規程は、本規約の一部を構成するものとします。

(本規約の変更)

- 第3条 当社は本規約を変更することがあります。この場合には、変更後の規約の内容及び効力発生時期を、当社の Web サイト（<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff/>）上への掲載その他の適切な方法により周知します。
- 2 変更後の規約の効力発生後、Arcstar Conferencing ビデオ会議サービス契約者が特段の申出なく Arcstar Conferencing ビデオ会議サービスを利用し、又は利用料金を支払ったとき、その他 Arcstar Conferencing ビデオ会議サービス契約者が当該変更を特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、当社は、Arcstar Conferencing ビデオ会議サービス契約者がかかる変更へ同意したものとみなします。この場合、特に断りのない限り、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

(本規約の公表)

- 第4条 当社は、当社の Web サイト（<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff/>）において、本規約を公表します。

(定義)

- 第5条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 ビデオ会議設備	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響又は映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 ビデオ会議	ビデオ会議設備を利用して音声又はアプリケーションの共有を行うことができる会議
5 ビデオ会議サービス	契約者又は契約者が指定する者が、当社のビデオ会議設備を利用してビデオ会議を行うことができる電気通信サービス
6 ビデオ会議サービス取扱所	ビデオ会議サービスの契約事務を行う所
7 ビデオ会議契約	当社からビデオ会議サービスの提供を受けるための契約
8 端末設備	電気通信回線の終端（サービス接続点及び相互接続点におけるものを除きます。）に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
9 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
10 ビデオ会議契約者識別番号	契約者を識別するための番号であって、Arcstar Conferencing ビデオ会議契約に基づいて当社が契約者に割り当てるもの

11 利用者識別符号	利用者を識別するための英字及び数字の組合せであって、ビデオ会議契約に基づき、そのビデオ会議契約に係る利用者の数と同じ数当社が契約者に割り当てるもの及び当社から割り当てを受けた契約者が契約者以外の利用者に割り当てるもの
12 会議室	3以上の者の中でビデオ会議を開催可能な場所
13 利用者	契約者又は契約者が指定する者であって、利用者識別符号を利用しビデオ会議に参加することができる者
14 利用者数等	利用者識別符号、会議室付利用者、利用者、会議室、ポート（料金表に定めるものをいいます。）又はセットの数
15 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

（ビデオ会議サービスの種類）

第5条の2 ビデオ会議サービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
タイプ3	当社のビデオ会議設備を利用してビデオ会議を行うことができる電気通信サービスであって、別記7に定めるスマートグラス端末を使用するもの。

第5条の2の2 削除

（ビデオ会議サービスの提供区間等）

第5条の3 当社のビデオ会議サービスは、別記1に定める提供区間において提供します。

第2章 契約

（契約の単位）

第6条 当社は、1のビデオ会議契約者識別番号につき1のビデオ会議契約（以下、「本契約」といいます。）を締結します。この場合、契約者は、1のビデオ会議契約につき1人に限ります。

（ビデオ会議契約申込の方法）

第7条 ビデオ会議契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社指定の方法により、ビデオ会議サービス取扱所に提出していただきます。この場合、当社は、住民票、印鑑証明書又は運転免許証その他の公的機関が発行する身分証明書等の提示又はその写しの提出等を求めることがあります。

- (1) ビデオ会議サービスの種類
- (2) 利用者数等
- (3) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

（ビデオ会議契約申込の承諾）

第8条 当社は、ビデオ会議契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) ビデオ会議契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した申込書を提出したとき。
 - (2) ビデオ会議サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (3) ビデオ会議契約の申込みをした者が、ビデオ会議サービス又は当社の提供する他のサービスの料金若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (4) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

（最低利用期間）

第9条 ビデオ会議サービスには、料金表第1表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、ビデオ会議サービスの提供を開始した日を含む料金月（1の暦月の起算日（当社がビデオ会議契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間とします。以下同じとします。）から起算して13か月間とします。
- 3 契約者は最低利用期間内にビデオ会議契約を解除及び、利用者数等の変更のうち、一部解除したものについて、最低利用期間の残期間分の違約金を一括で支払うものとします。

（利用者数等の変更）

第10条 契約者は、ビデオ会議サービスにおける利用者数等の変更（以下「利用者数等の変更」といいます。）の請求をすることができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第8条（ビデオ会議契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 3 利用者数等の変更のうち、一部解除しようとする場合には解除希望日の40日前までにそのことをあらかじめ当社指定の方法により申込みしていただきます。

(利用権の譲渡)

- 第11条 ビデオ会議サービス利用権（契約者が本規約に基づいてビデオ会議サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。
- 2 ビデオ会議サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面によりビデオ会議サービス取扱所に請求していただきます。
ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。
 - 3 当社は、前項の規定によりビデオ会議サービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。
 - (1) ビデオ会議サービス利用権の譲渡の承認を受けようとする当事者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記載した書面を提出したとき。
 - (2) ビデオ会議サービス利用権を譲り受けようとする者が、ビデオ会議サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) その他当社のビデオ会議サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。
 - 4 ビデオ会議サービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(契約者の地位の承継)

- 第12条 契約者について相続又は合併若しくは分割（その利用権のすべてを承継させるものに限ります。以下この条において同じとします。）により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権のすべてを承継した法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。
- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
 - 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

(契約者の氏名等の変更)

- 第13条 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所について変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。
- 2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

(その他の契約内容の変更)

- 第14条 当社は、契約者から請求があったときは、第7条（ビデオ会議契約申込の方法）に規定する利用申込書等に記載した契約内容の変更を行います。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、第8条（ビデオ会議契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(契約者が行うビデオ会議契約の解除)

- 第15条 契約者は、ビデオ会議契約を解除しようとするときは、解除希望日の40日前までにそのことをあらかじめ当社指定の申込書により通知していただきます。

(当社が行うビデオ会議契約の解除)

- 第16条 当社は、第18条（利用停止）の規定によりビデオ会議サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのビデオ会議契約を解除することがあります。
- 2 前項のほか、この規約の規定に反する行為であって、当社の業務の遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれのある行為をしたときは、当社はそのビデオ会議契約を解除することがあります。
 - 3 当社は、前2項の規定により、そのビデオ会議契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第3章 付加機能

(付加機能の提供)

- 第16条の2 当社は、契約者から請求があった場合は、次のときを除き、その契約者回線について料金表第1表（料金（付帯サービスに関する料金を除きます。）第1（利用料金）に定めるところにより付加機能を提供します。
- (1) 付加機能の提供を請求した契約者が、付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) 付加機能の提供を請求した契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。
 - (3) 削除

- (4) 付加機能（テレビ会議機能（VPN型）に限ります。以下この号において同じとします。）について、その付加機能に係るArcstar Conferencing テレビ会議サービスに係るArcstar Conferencing テレビ会議契約者（当社のArcstar Conferencing テレビ会議 サービス利用規約に定める者をいいます。）の当社指定の方法による同意がないとき。
- (5) 付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社のビデオ会議サービスに係る業務の遂行上支障があるとき。

（付加機能の廃止）

第16条の3 当社は、付加機能の提供を受けている契約者から廃止の申出があったときは、その付加機能を廃止します。

（付加機能の最低利用期間）

第16条の4 付加機能には、料金表第1表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、付加機能の提供を開始した日を含む料金月を初月として13か月間とします。ただし、料金表に別段の定めがある場合はその定めによることとします。
- 3 当社は、前項の最低利用期間内に付加機能の廃止があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を一括して支払っていただきます。

第4章 利用中止等

（利用中止）

第17条 当社は、次の場合には、ビデオ会議サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の設備の変更、保守、その他の工事又は障害回復のためやむを得ないとき。
- (2) 天災、地変、火災その他の不可抗力等の事由によりビデオ会議サービスを提供できない、もしくはそのおそれがあるとき。
- (3) 当社がビデオ会議サービスの提供の全部又は一部を中止することが望ましいと、客観的かつ合理的理由により判断したとき。
- (4) 第三者からビデオサービスの運営を妨げる行為を受け、正常なサービス提供が困難となったとき。
- 2 当社は、前項の規定によりビデオ会議サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（利用停止）

第18条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（料金その他の債務（本規約により、支払いを要することとなったビデオ会議サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、ビデオ会議サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第38条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (3) 第40条（再販の禁止）の規定に違反したとき。
- (4) その他、法令に違反したとき。
- (5) 前4号のほか、ビデオ会議サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定によりビデオ会議サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。
- 3 当社は、前2項の規定によるビデオ会議サービスの利用の停止により生じた損害に対し、責任を負わないものとします。

第5章 通信

（通信の品質等）

第19条 契約者は、ビデオ会議サービスに係る通信の品質について、当社の電気通信設備の状態又は契約者若しくは会議参加者の電気通信サービスの利用形態等により変動するがあることに同意していただきます。

- 2 契約者が本サービスを利用するために使う自営端末設備の種類によっては本サービスが利用できない場合があります。
- 3 当社は前項の規定する事象について、その事実を知ったときは契約者にそのことを通知します。

（利用の制限）

第20条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に係

る契約者回線又は加入者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外のものによるビデオ会議サービスの利用を中止する措置をとることがあります。

機関名
気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。） 防衛機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信の確保に直接関係がある機関 電力の供給の確保に直接関係がある機関 ガスの供給の確保に直接関係がある機関 水道の供給の確保に直接関係がある機関 選挙管理機関 当社の電話等サービス契約約款に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関 預貯金業務を行う金融機関 国又は地方公共団体の機関

- 2 当社は、前項の規定によるビデオ会議サービスの利用の制限により生じた損害に対し、責任を負わないものとします。
- 3 当社は、当社の電気通信設備（これに附属する設備を含みます。）を不正アクセス行為から防御するため必要な場合、Arcstar Conferencing ビデオ会議サービス（付帯サービスを含みます。）の全部又は一部の利用を中止する措置をとることがあります。

第6章 料金等

（料金及び工事に関する費用）

第21条 当社が提供するビデオ会議サービスの料金は、利用料金及び手続きに関する料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

- 2 当社が提供するビデオ会議サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第2表（工事に関する費用）に定めるところによります。

（利用料金の支払義務）

第22条 ビデオ会議契約者は当社がサービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）を含む料金月の翌料金月から起算して、ビデオ会議契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止があった日）を含む料金月の期間について、利用料金の支払いを要します。

- 2 削除
- 3 第1項の期間において、ビデオ会議サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。
 - (1) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
 - (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、ビデオ会議サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
ア 契約者の責めによらない理由により、ビデオ会議サービスを全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するビデオ会議サービスについての料金
イ 当社の故意又は重大な過失によりビデオ会議サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するビデオ会議サービスについての料金

- 4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第22条の2 削除

(手続きに関する料金の支払義務)

第23条 契約者は、ビデオ会議サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第2(手続きに関する料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

(工事費の支払義務)

第24条 ビデオ会議契約の申込みの請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にそのビデオ会議契約の解除、その工事の請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金の計算方法等)

第25条 当社はビデオ会議契約に基づき、支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。

2 当社は、第22条(利用料金の支払義務)第3項第2号の表の規定に該当するときに限り、利用料金を日割します。

3 第2項の規定による利用料金の日割はその料金月の日数により行います。この場合、第22条第3項第2号の表の1欄に規定する料金の算出に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

4 第1項の規定にかかわらず、利用料金については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめ契約者の承諾を得て2以上の料金月分まとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。

5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

(料金等の支払い)

第26条 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

2 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金等の一括後払い)

第27条 当社は、当社に特別の事情がある場合は、第26条(料金等の支払い)の規定に関わらず、契約者の承諾(電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第22条第3項第2号に規定する説明を事前に行った場合を含みます。)を得て、2料金月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(過払金の相殺)

第28条 当社は、1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払いが発生したときは、それ以後の料金月の料金でその過払い金を相殺して返還することがあります。

(割増金)

第29条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第30条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息金として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(端数処理)

第31条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(消費税相当額を加算)

第32条 第22条(利用料金の支払義務)から第24条(工事費の支払義務)までの規定その他本規約の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、料金表に定める税抜価格に基づき計算された額に消費税相当額を加算した額とします。

上記算定方法により、支払いを要することになった額は、料金表に表示された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。))の合計と異なる場合があります。

(注) この料金表に規定する料金額は、税抜価格とします。この場合において、かつこ内の料金額は、税込価格を表示します。

(料金等の臨時減免)

第33条 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

第7章 損害賠償

(責任の制限)

第34条 当社は、ビデオ会議サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、ビデオ会議サービスが全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社はビデオ会議サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限り）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失によりビデオ会議サービスを提供しなかったときは、前2項の規定は適用しません。

4 天災、地変、その他当社の責めに帰すべからざる理由により、契約者が直接的なあるいは間接的な損害を被ったとしても、その損害に対して当社は責任を負わないものとします。

5 契約者がビデオ会議サービスの利用により第三者（他の契約者を含みます。）に対し損害を与えた場合、契約者は、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。

6 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第8章 雑則

(通知方法)

第35条 ビデオ会議サービスの利用等に関する当社から契約者への諸通知は、当社の判断により、以下の各号のいずれかの方法で行い、各号に定めた時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

方法	通知が完了したものとみなす時
(1) 当社Webサイト上への掲載	掲載された時
(2) 契約者が予め当社に届け出た住所への郵送もしくは、電子メールアドレスへの電子メールの送信	通知が発送もしくは発信された時
(3) 当社が適切と判断する方法	当該通知の中で当社が指定した時

(承諾の限界)

第36条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等ビデオ会議サービスに係る当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、本規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(ビデオ会議サービスの廃止)

第37条 当社は、ビデオ会議サービスの一部又は全部を廃止することがあります。

2 前項の規定によるビデオ会議サービスの一部又は全部の廃止があったときは、ビデオ会議サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。

3 当社は、ビデオ会議サービスの一部又は全部の廃止に伴い、契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

4 当社は、第1項の規定によりビデオ会議サービスの一部又は全部を廃止しようとするときは、その3か月前までに、あらかじめ契約者に通知します。

(利用に係る契約者の義務)

第38条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(2) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと。

(3) ビデオ会議サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。

(4) 第三者になりすましてビデオ会議サービスを利用する行為をしないこと。

(5) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。

- (6) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと。
 - (7) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
 - (8) ビデオ会議サービスに係るソフトウェアあるいは技術データを、適用される法令に違反する態様で、直接的あるいは間接的に、輸出又は再輸出しないこと。
 - (9) その他、法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
- 2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- 3 契約者は、当社から割り当てられた契約者識別符号等（契約者識別符号（ビデオ会議サービスを利用するために当社が契約者に付与する英字及び数字の組合せをいいます。）及び暗証符号をいいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはなりません。

（知的所有権）

- 第39条 ビデオ会議サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の著作物（本規約、インタフェース条件資料、各種ソフトウェア、取扱マニュアル等を含みます。以下本条において「提供物」といいます。）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。）及び著作人権（著作権法第18条から第20条の権利をいいます。）並びにそれに含まれるノウハウ等の一切の知的所有権は、当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。
- 2 契約者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱うものとします。
- (1) ビデオ会議サービスの利用目的以外に使用しないこと。
 - (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。
 - (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
 - (4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと。
- 3 本条の規定は、ビデオ会議契約の終了後も効力を有するものとします。

（再販の禁止）

- 第40条 契約者は書面による当社の同意なく、再販できないものとします。

（個人情報の取扱い）

- 第41条 当社は、ビデオ会議サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、当社のプライバシーポリシー（<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>）に定めるところによります。
- 2 当社は、当社が保有している個人情報について、契約者から請求があったときは、原則として開示をします。
- 3 ビデオ会議契約者は、2の請求をし、その個人情報の開示（該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。）を受けたときは、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>）に定める手数料の支払いを要します。

（紛争の解決）

- 第42条 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。
- 2 本規約に関する準拠法は、日本国法とします。
- 3 本規約に関する紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（特約）

- 第42条の2 本規約の一部条項について特約をした場合については、当該条項の定めにかかわらず、その特約事項を適用します。

第9章 附帯サービス

（附帯サービス）

- 第43条 ビデオ会議サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記2から6までに定めるところによります。

別記

1 ビデオ会議サービスの提供区間

当社は、ビデオ会議サービスを次の区間において提供します。

- (1) インターネット接続点相互間
- (2) サービスインタワークポイント（ビデオ会議サービスに係る電気通信設備とビデオ会議サービス以外の当社の電気通信サービスに係る電気通信設備との接続点をいいます。以下同じとします。）の相互間（同一のサービスインタワークポイントに終始する場合があります。）
- (3) インターネット接続点とサービスインタワークポイントの間

2 利用権に関する事項の証明

- (1) 当社は、利害関係人から請求があったときは、ビデオ会議サービス利用権に関する次の事項を当社の帳簿（電磁的記録により調整したものを含みます。）に基づき証明します。

ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。

ア ビデオ会議契約の申込みの承諾年月日

イ 契約者（契約者の地位の承継があった場合において、地位を承継した者が複数となるときは、第12条（契約者の地位の承継）の規定による代表者として）の氏名、名称又は住所若しくは居所

ウ ビデオ会議サービス利用権の譲渡の承認の請求があったときは、その受付年月日及び受付番号

エ ビデオ会議サービス利用権の移転があったときは、その効力が発生した年月日
- (2) 利害関係人が前項の規定による請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書面に記入のうえビデオ会議サービス取扱所に提出していただきます。この場合、利害関係人は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する手数料の支払いを要します。

3 削除

4 削除

5 スマートグラス端末機器の販売等

- (1) 当社は、ビデオ会議契約者（タイプ3に係る者に限ります。）から請求があったときは、スマートグラス端末機器を販売します。この場合、ビデオ会議契約者（タイプ3に係る者に限ります。）は、販売する機器により当社が個別に算定する料金の支払いを要します。この場合においてこの料金は本規約第42条の2（特約）に定めるところによります。
- (2) 削除
- (3) スマートグラス端末機器の引渡しは、ビデオ会議契約者（(1)に規定するスマートグラス端末機器の販売に係る者に限ります。）がスマートグラス端末機器を受取ったことを当社が確認したことにより完了するものとします。
- (4) スマートグラス端末機器の所有権はビデオ会議契約者（(1)に規定するスマートグラス端末機器の販売に係る者に限ります。）によるスマートグラス端末機器の販売に関する料金、スマートグラス端末機器の設定に係る工事に関する費用及びその他の債務の支払いの完了をもって当社からビデオ会議契約者（(1)に規定するスマートグラス端末機器の販売に係る者に限ります。）に請求するものとします。
- (5) 当社は、スマートグラス端末機器の販売及び設置に関わる工事を日本国内でのみ行います。
- (6) ビデオ会議契約者（(1)に規定するスマートグラス端末機器の販売に係る者に限ります。）は、次に掲げる事項について保証するものとします。

ア ビデオ会議契約者（(1)に規定するスマートグラス端末機器の販売に係る者に限ります。）が、関連法規によりスマートグラス端末機器に係る技術の提供を禁止されている者又は経済産業省の定める外国ユーザーリストに掲載されている者ではないこと

イ スマートグラス端末機器を、核兵器を含む大量破壊兵器若しくは通常兵器等の開発、製造又は使用に供しないこと

ウ スマートグラス端末機器をアに規定する者に輸出又は提供しないこと
- (7) (1)から(6)までに規定するほか、スマートグラス端末機器の販売に関する料金及び工事に関する費用の支払方法については第26条（料金等の支払い）に、消費税相当額の加算については第32条（消費税相当額の加算）に、延滞利息については第30条（延滞利息）の規定にそれぞれ準じて取り扱い、その他の提供条件については、ビデオ会議サービスに準じるものとします。

6 業務サポートサービスの提供

- (1) 当社は、ビデオ会議契約者（タイプ3に係るものに限ります。）から請求があったときは、業務サポートサービス（タイプ3を活用し業務効率化等を支援するサービスをいいます。以下同じとします。）を提供します。この場合、ビデオ会議契約者（タイプ3に係るものに限ります。）は、サービスの態様により当社が個別に算定する料金の支払いを要します。この場合においてこの料金は本規約第42条の2（特約）に定めるところによります。
- (2) (1)に規定するほか、業務サポートサービスに関する料金の支払方法については第26条（料金等の支払い）に、消費税相当額の加算については第32条（消費税相当額の加算）に、延滞利息については第30条（延滞利息）の規

定にそれぞれ準じて取り扱い、その他の提供条件についてはビデオ会議サービスに準じるものとします。

料金表

第1表 料金（附帯サービスに関する料金を除きます。）

第1 利用料金

1 適用

区 分	内 容																				
(1) 削除	削除																				
(2) 削除	削除																				
(3) ビデオ会議サービスにおける同時に参加可能な者の数の上限	ア 削除 イ ビデオ会議サービス（タイプ3に係るものに限ります。）の同時に参加可能な者の数の上限は、50とします。																				
(4) 利用料金の適用	利用料金は、第1表2（料金額）に規定する基本料及び付加機能利用料を合算して適用します。																				
(5) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	ア ビデオ会議サービスには、最低利用期間があります。 イ 契約者は、当社が契約期間内に第10条（利用者数等の変更）、第15条（契約者が行うビデオ会議契約の解除）又は第16条（当社が行うビデオ会議契約の解除）の規定に基づく契約の変更又は解除を行った場合は、変更前の利用料金の額から、変更後の利用料金の額を控除し、残額があるときは、変更前の利用料金の額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。																				
(6) 付加機能の最低利用期間内に付加機能の廃止があった場合の料金の適用	ア 付加機能（タイプ3に係るものに限ります。）の最低利用期間は、付加機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して13か月間とします。 イ 削除 ウ 当社は、付加機能の最低利用期間内に付加機能の廃止があった場合は、第22条（利用料金の支払義務）の規定にかかわらず、残余の期間に対応する付加機能使用料に相当する額を当社が定める期日までに、契約者から一括して支払っていただきます。この場合において、当社は、残余の期間に相当する付加機能利用料に相当する額の適用にあたり、残余の期間については、付加機能の廃止があった日を含む料金月の翌料金月（廃止のあった日が料金月の初日である場合（付加機能の提供を開始した日と同一の日であるときを除きます。）は、その料金月）から起算するものとします。																				
(7) 利用者数等の変更等があった場合の取扱い	利用者数等の変更又は付加機能の変更があった場合の取扱いは次の通りとします。 ア 削除 イ 削除 ウ タイプ3に係るもの <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">変更内容</th> <th colspan="2">取扱い</th> </tr> <tr> <th>申出日</th> <th>適用日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">利用者数の変更</td> <td>利用者数の増加に伴う変更の場合</td> <td>変更希望日の12営業日前までの場合</td> <td>希望日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記以外の場合</td> <td>申込み日から12営業日後以降の希望日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">利用者数の減少に伴う変更の場合</td> <td></td> <td>変更希望日の40日前までの場合</td> <td>変更希望日の翌日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記以外の場合</td> <td>申込み日から40日後の翌日</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 本規約において、「営業日」とは、土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。以下同じとします。）を除く日をいいます。</p>	変更内容		取扱い		申出日	適用日	利用者数の変更	利用者数の増加に伴う変更の場合	変更希望日の12営業日前までの場合	希望日		上記以外の場合	申込み日から12営業日後以降の希望日	利用者数の減少に伴う変更の場合		変更希望日の40日前までの場合	変更希望日の翌日		上記以外の場合	申込み日から40日後の翌日
変更内容				取扱い																	
		申出日	適用日																		
利用者数の変更	利用者数の増加に伴う変更の場合	変更希望日の12営業日前までの場合	希望日																		
		上記以外の場合	申込み日から12営業日後以降の希望日																		
利用者数の減少に伴う変更の場合		変更希望日の40日前までの場合	変更希望日の翌日																		
		上記以外の場合	申込み日から40日後の翌日																		
(8) 基本料金の適用	ア 削除 イ 削除 ウ タイプ3に係るもの 利用料金第1表2（料金額）2-1-1（基本料）ウ（タイプ3に係るもの）及び付加機能利用料を合算して適用します。																				

2 料金額

2-1 利用料金

2-1-1 基本料

ア 削除

イ 削除

ウ タイプ3に係るもの

区 分	単 位	料金額(月額)
ID利用料	1の利用者ごとに	18,000円 (19,800円)
備考 当社はビデオ会議契約に係る利用者数が5以上の場合に限り、ビデオ会議機能を提供します。		

2-1-2 付加機能利用料

ア 削除

イ タイプ3に係るもの

区 分	単 位	料 金 額 (月額)
テレビ 会議接 続機能	VPN型 インターネット型	ビデオ会議サービス(タイプ3に係るものに限ります。)と、通信 プロトコルのH.323により符号、音響又は映像の伝送交換を行う端 末機器を接続する1の装置ごとに
録画機能	1の契約ごとに	72,000円 (79,200円) 86,000円 (94,600円)

2-2 削除

第2 手続きに関する料金

1 適用

区 分	内 容				
手続きに関する料金の 適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>譲渡承認手数料</td> <td>ビデオ会議サービス利用権の譲渡の承認の請求を し、その承認を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> </tbody> </table>	種別	内容	譲渡承認手数料	ビデオ会議サービス利用権の譲渡の承認の請求を し、その承認を受けたときに支払いを要する料金
種別	内容				
譲渡承認手数料	ビデオ会議サービス利用権の譲渡の承認の請求を し、その承認を受けたときに支払いを要する料金				

2 料金額

料金種別	単 位	料金額
譲渡承認手数料	1の契約ごとに	800円 (880円)

第2表 工事に関する費用(附帯サービスの工事費を除きます。)

第1 適用

区 分	内 容						
(1) 工事費の算定	工事費は、工事の区分に応じ次表に定める工事の内容に係る工事費を合計して算出しま す。 ア 削除 イ 削除 ウ タイプ3に係るもの <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>工事の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初期工事</td> <td>サイト構築及び利用者設定に関する工事費、テレビ会議接続に関する 工事費及び録画に関する工事費を合計して算出します。</td> </tr> <tr> <td>変更工事</td> <td>サイト設定及び利用者設定に関する工事費を合計して算出します。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	工事の内容	初期工事	サイト構築及び利用者設定に関する工事費、テレビ会議接続に関する 工事費及び録画に関する工事費を合計して算出します。	変更工事	サイト設定及び利用者設定に関する工事費を合計して算出します。
区分	工事の内容						
初期工事	サイト構築及び利用者設定に関する工事費、テレビ会議接続に関する 工事費及び録画に関する工事費を合計して算出します。						
変更工事	サイト設定及び利用者設定に関する工事費を合計して算出します。						

(2) サイト構築に関する工事費の適用	サイト構築に関する工事費は、ビデオ会議サービスの提供の開始に関する工事があった場合に適用します。
(3) サイト設定に関する工事費の適用	サイト設定に関する工事費は、ビデオ会議サービスの変更に関する工事があった場合に適用します。
(4) 工事費の減額適用	当社は、第2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。

第2 工事費の額

1 削除

2 削除

3 タイプ3に係るもの

区分		単位	工事費の額
初期工事費	サイト構築及び利用者設定に関する工事費	1の工事ごとに	100,000円 (110,000円)
		利用者が50を超える1の利用者ごとに	1,000円 (1,100円)
	テレビ会議接続に関する工事費	1の工事ごとに	80,000円 (88,000円)
	録画に関する工事費	1の工事ごとに	80,000円 (88,000円)
変更工事費	サイト設定及び利用者設定に関する工事費	1の工事ごとに	10,000円 (11,000円)
		1の利用者ごとに	1,000円 (1,100円)

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 ビデオ会議サービス利用権に関する事項の証明手数料

区分	単位	料金額
証明手数料	1の契約ごとに	300円 (330円)

第2 削除

第3 削除

別表 ビデオ会議サービスの提供機能

提供機能	内容
ビデオ映像通話機能	スマートグラス端末を通じて映像を共有し通話をする機能

附 則

この規約は、平成24年6月28日より実施します。

附 則（平成24年9月24日 ヴＶサ第200456号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成24年9月26日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定により、改正前のArcstar UCS Conferencing プラン ビデオ会議サービス利用規約は、Arcstar Conferencing ビデオ会議サービス利用規約と名称を変更します。

3 この改正規定実施の際に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

Arcstar UCS Conferencing プラン ビデオ会議契約	ビデオ会議契約
--------------------------------------	---------

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年9月27日 ヴＶサ第200466号）

この規約は、平成24年10月1日より実施します。

附 則（平成24年12月26日 ヴＶサ第200725号）

この改正規定は、平成24年12月28日から実施します。

附 則（平成25年11月22日 ヴＶサ第300590号）

この改正規定は、平成25年11月25日から実施します。

附 則（平成26年6月6日 ヴＶサ第400111号）

この改正規定は、平成26年6月9日から実施します。

附 則（平成27年4月17日 ヴＶサ第500025号）

この改正規定は、平成27年4月20日から実施します。

附 則（平成27年10月5日 ヴＶサ第00005925号）

この改正規定は、平成27年10月5日から実施します。

附 則（平成28年6月10日 ヴＶサ第00048026号）

この改正規定は、平成28年6月13日から実施します。

附 則（平成28年11月21日 ヴＶサ第00112696号）

この改正規定は、平成28年11月21日から実施します。

附 則（平成30年6月20日 ヴＶサ第00358626号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成30年6月29日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

ビデオ会議サービス	ビデオ会議サービス タイプ1
-----------	-------------------

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成31年4月2日 ヴＶサ第00480951号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成31年4月3日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際に、当社が改正前の規定により提供しているコーデックの区分がスタンダードモデルの保守サービスに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和元年9月11日 V Vサ第00541388号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和2年2月14日 V Vサ第00603943号)

この改正規定は、令和2年3月2日から実施します。

附 則 (令和3年5月19日 A P S 1サ第00785687号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和3年11月29日 A P S 1サ第00852660号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年12月31日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているビデオ会議サービスタイプ1に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。
- 3 附則2の場合において、契約者(タイプ1のIDプランに係る者に限ります。)は、次に掲げる契約内容の変更に限り請求等を行うことができます。
ア サイト設定の変更
イ 利用者設定の変更
ウ その他契約内容の変更
- 4 当社は附則3の請求があった時は次の場合に限り、その請求等を承諾します。
ア 電気通信サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるとき。
イ その他当社の業務の遂行上支障がないとき。
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。